

令和5年3月議会定例会  
会議録

公立岩瀬病院企業団

令和5年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

令和5年3月28日（火曜日） 午後2時00分 開議

議事日程第1号

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（補正予算第3号）
- 第 4 議案第2号 公立岩瀬病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第 5 議案第3号 公立岩瀬病院企業団個人情報保護審査会条例
- 第 6 議案第4号 公立岩瀬病院企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第5号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例  
の一部を改正する条例
- 第 8 議案第6号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第7号 令和5年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算
- 第10 議員提出議案第1号 公立岩瀬病院企業団議会の個人情報の保護に関する条例

出席議員（9名）

---

1番 菊地大介	2番 小山克彦	3番 安藤礼子	4番 斉藤秀幸
5番 大和田宏	6番 小野裕史	7番 深谷政憲	8番 熊谷勝幸
10番 石堂正章			

---

遅参通告議員

---

欠席議員

9番 大河原正雄

---

説明のため出席した者

企業長	宗形 充	院長	土屋貴男
院長代行	大谷 弘	副院長兼看護部長	伊藤恵美
事務長	塩田 卓	参事兼医事課長	有賀直明
総務課長	續橋彰夫		

---

午後2時00分 開会

○議長（石堂正章君）

皆さん、こんにちは。

ただ今より令和5年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が、提出されております。

印刷の上、お手元に配布いたしておりますので、ご了承願います。

これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、4番齊藤秀幸議員、5番大和田 宏議員、6番小野 裕史議員を指名いたします。

日程第3、議案第1号から日程第9、議案第7号を一括して議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

企業長。

○企業長（宗形充君）

本日ここに、令和5年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には、年度末の何かとご多用のところご参集をいただき、誠にあ

りがとうございます。

また、本年度賜りましたご指導、ご支援に御礼を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策であります。

県内の感染症の発生数は、昨年12月の月間75,000人余りをピークに減少傾向となり、3月は昨年6月以来の月間1万人を割り込む見込みとなっております。当院の入院患者数も、昨年11月から二桁台が続いていましたが、1月から一桁台の日が出始め、今月はこれまで7名の入院療養がありますが、ゼロになった日もある状況です。

病床確保の補助金につきましては、福島県は令和4年度末までは現行の補助を継続するとしており、当院は今年度も約10億円程度の補助金が見込まれているところです。

また、次年度につきましては、感染症法上の分類が5類に移行となる5月8日から、病床確保料を半額程度に引き下げたうえで、9月末日までは継続することが示されたところです。

当院は、県中地域では唯一の第2種感染症病床指定医療機関として指定されており、引き続き県における感染症対策の中で役割を果たしていく考えであります。

次に、常勤医師体制についてであります。

4月から、医師招聘活動の成果として、消化器内科医師1名が増員となります。初期臨床研修医につきましても、新たに6名が当院での研修を開始する予定となっております。

一方、三浦名誉院長が年度いっぱい当院での勤務を終了するほか、大学医局の事情から、小児科医師1名が医大に戻ることになりました。

また、麻酔科医師1名が年度末に離任しますが、後任は5月から着任する予定となっております。この他、外科医師2名と、小児科医師1名は福島医大医局人事で入れ替えとなります。

臨床研修医4名が研修を修了するため、常勤医師数の比較では、今年度の初期臨床研修医7名と、常勤医師32名の39名体制から、新年度4月は、初期臨床研修医、9名を加えた常勤医師が39名の体制となり、5月の麻酔科医師着任で40名体制になる予定です。

常勤医師の招聘につきましては、福島県立医科大学の各医局への訪問を定期的に

行うなど、積極的に招聘活動を続けて参ります。

また、当院の診療内容や活動を広く知っていただくための取り組みについてご報告いたします。

これまでに、LINEの公式アカウントからの情報発信や、公立岩瀬病院公式YouTubeチャンネルの開設などに積極的に取り組んでおりますが、さらに2月22日からはInstagramを活用した産科婦人科の紹介を開始しております。

情報化社会の中でこれらを活用し、住民の皆様にご来院をさらに知っていただけるよう、期待しているところです。

次に、令和4年度の病院事業についてご報告いたします。

いずれも2月までの数値ではありますが、入院患者数が、5万4,860人となり、前年度比3,068人の減となっております。また、外来患者は、8万8,259人となり、前年度比839人の増となっております。

1人当たりの平均診療単価は入院で55,359円となり、前年度を3,398円上回っています。外来については、14,060円となり、こちらも前年度を126円上回っています。

医業収益では、11カ月の累計で480万円余り減収となる、49億545万円余りとなっております。一方、物価高騰などにより支出額も増加し、医業費用は、9,300万円余り増加した結果、医業損益は前年度より9,800万円余りマイナスの6億6,700万円余りの損失となりました。

この後ご審議いただくこととなりますが、新年度においても、感染症病床運営のために稼働病床数の制限が続くものと考えており、厳しい医療環境下での令和5年度の予算(案)としております。

まず、病院事業収支のうち収入についてであります。積算基礎となる入院患者数は、病床稼働率を70.3%、1日当たりの患者数を196人と見込み、総数を71,736人といたしました。

また、外来患者数は、1日当たりの患者数を400人と見込み、総数を97,200人といたしました。

診療単価は今年度の実績から、入院単価を55,000円、外来単価を13,900円と設定し、これらを勘案して算出した病院事業収益は、前年度比、1億4,106万円余り、約2.2%の増となる、総額66億938万円余りとするもので

あります。

支出につきましては、物価の高騰などの外部環境変化や、働き方改革などを見据え、安定した医療提供を継続するために必要な人件費や、施設整備や医療機器の導入による企業債償還、減価償却費など所要の経費を計上した結果、病院事業費用は、前年度比2億9,698万円余り、約4.3%の増となる、総額72億7,861万円余りを計上し、医業収益の減少が続くことが見込まれることから、6億6,923万円余りが支出超過となる予算となっております。

幸い、今年度も感染症病床運営に係る補助金の収入が約10億円程度見込まれておりますが、新年度においては感染症運営に係る補助金の減額が予想されております。

困難な状況下にあっても、引き続き病床稼働率の向上や、複雑性の高い専門領域の診療の強化などに向けて、全職員で病院運営の改善・改革に取り組みながら、将来を見据えた病院経営の安定化を目指して参ります。

今期定例会には、ただ今申し上げました「令和5年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」を含め、計7件の議案を提案しております。詳細につきましては、このあと事務長から説明いたしますので慎重にご審議のうえ、すみやかな議決を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

#### ○事務長（塩田卓君）

ただいま議題となっております 議案第1号から議案第7号までの議案7件について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第1号ですが、地方自治法 第179条 第1項の規定に基づき、専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものです。

次の頁が、専決第1号、令和4年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第3号）の専決処分書であります。

補正の内容は、第2条のとおり、新型コロナウイルス感染症対策のための入院医療機関設備整備事業などの各種補助金を活用し、収益的支出として診療材料費や、資本的支出として医療機器を購入するための資産購入費を、それぞれ増額の補正をしたものです。

補正項目の明細は、次の頁の表、補正予算実施計画（第3号）をご覧ください。

まず収益的収入及び支出の表です。収入を補正したのは、1款、病院事業収益、2項、医業外収益、2目、補助金を、1,987万6千円増額するものです。

下段、支出では、1款、病院事業費用、1項、医業費用、2目、材料費を1,908万4千円増額するもので、感染症対策の個人防護用具などの診療材料費に充てたものです。

同じく、3目、経費は、79万2千円を増額するもので、新型コロナ対策のためのプレハブの賃借料について、年度後半の6ヶ月分が補助金の対象と決定したものです。

次の頁、資本的収入及び支出については、まず収入が、上段の表、1款、資本的収入、3項、補助金、1目、補助金を、923万3千円増額するもので、新型コロナウイルス感染症対策のための医療機器の購入に対する補助金であり、補助率は10/10であります。

支出については、1款、資本的支出、2項、建設改良費、1目、資産購入費を923万3千円増額するもので、新型コロナウイルス感染症対策のため、陽性患者を判定するPCR検査機器や簡易陰圧装置などの医療機器の購入に充てています。

次に、議案第2号 公立岩瀬病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例及び、議案第3号 公立岩瀬病院企業団個人情報保護審査会条例については、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度にも、改正法が直接適用されることに伴い、現行の公立岩瀬病院企業団個人情報保護条例を廃止し、改正法で委任された事項等を定める条例を制定し、それぞれ本年4月1日から施行するものです。

次に、議案第4号 公立岩瀬病院企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例です。こちらは定年延長など地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職務上限年齢による降給を追加し、令和5年4月1日から施行するものです。

次に、議案第5号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。新旧対照表をご覧ください。

まず、令和5年度から期末手当を、年間0.05月分増額するもので6月、12月の支給月数を、現行の100分の137.5から、100分の140に改めるものです。

また、附則 2 として、給料月額を引き続き10%減額する措置を実施すると

ともに、附則 3として、令和5年4月から9月末日までの間、さらに100分の10を減額するものです。

これは、3会計年度連続して大幅な支出超過の不均衡予算を提案せざるを得ない状況となり、企業長自らの給料月額をさらに10%減額するものです。

次に議案第6号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。こちらは、新たに自費検査項目として、腸内フローラ検査を規定するものです。新旧対照表をご覧ください。

6 検診検査料の14項目に新たに(14)として『腸内フローラ検査』を追加し、金額を19,800円と定めるものです。

腸内に生息するたくさんの細菌の構成などと、大腸がんや潰瘍性大腸炎などの腸に関わる疾患のほか、動脈硬化や糖尿病、アレルギーや認知症などさまざまな疾患との関連が解明されており、腸内環境を検査することで、腸内フローラの構成、大腸画像検査おすす度、健康長寿菌判定、生活習慣の改善ポイント、管理栄養士からのアドバイスなど作成し、判定結果として提供するサービスとなっており、令和5年4月1日から開始するものです。

次に議案第7号 地方公営企業法 第24条 第2項の規定に基づき、令和5年度の公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算について、本議会のご承認を得るためのものです。

予算書1頁の第1条総則をご覧ください。

5年度予算についても、長期化する感染症対策や、世界情勢の変化から物価上昇が続いていることなどから、大変厳しい予算編成となっております。

第2条、第3条については、企業長からご説明がありましたので、第4条、資本的収入及び支出については、設備投資や借入金返済と、その資金調達を示しています。

資本的収入の第1項として構成市町村からの出資金が1億3,806万円となっております。これまでの建設改良費の元金償還に係るご負担分です。

なお、産科婦人科分については、4年度も感染症の補助金が前年度と同程度見込まれることから、新年度予算では1/2のご負担をお願いしています。

企業団が支払う償還金の元金総額は、支出の第1項の3億680万円余りです。

また、収入の第2項、企業債は1億2,000万円を計上しており、支出の第2

項の建設改良費として医療機器の購入に充てるもので、次頁、第5条で目的等を定めています。

1頁目、最下段の資本的支出の第3項については、須賀川市から5億円を借入れており、平成30年度から10ヶ年の計画で償還しているところです。

次に2頁第6条の一時借入金は、限度額を前年同額の4億5千万円とするものです。

第8条には、議会の議決なしには流用ができない経費として、職員給与費及び交際費の予算額を計上しています。

次に第9条の補助金が、構成市町村からご負担をいただくものとして、(1)が出資金です。(2)他会計繰入金で周産期医療を含む不採算医療等の繰入金です。

(3)他会計負担金が、企業団、看護学院の運営費の分賦金と企業債償還金利子分です。

なお、コロナ関連補助金については、額の見通しが立たないことから、次年度も当初予算には組み込まず、実績額を特別利益として計上する予定であります。

最後に第10条のたな卸資産購入限度額ですが、前年同様7億5千万円としております。

3頁からは、病院事業会計予算実施計画として収益的収入及び支出からそれぞれの明細を記載しております。

予算案についての説明は以上ですが、予算書には前年度の決算見込みも掲載するように義務付けられており、10頁に令和4年度の予定損益計算書として掲載しています。

4年度決算見込みについては、年度内の損益が確定していない段階で、期末決算整理による損益調整も必要なこと等から、決算見込みは確定値ではございません。

4年度も、引き続き新型コロナ関連での入院患者数の減少が続き、医業収益の確保が厳しい状況が続き、さらには世界情勢の変化から物価高が続き、支出額が増加しました。

この結果、1. 医業収益の合計が、55億5千7百万円余りに対し、2. 医業費用の合計が、64億3千9百万円余りとなり、表中段の医業損益は右側の欄になりますが、8億8千百万円余りの損失を見込んでいます。

3. 医業外収益と、4. 医業外費用を加えた、経常損益段階でも、約8億7千3

百万円余りの損失となる見込みとなっています。

5 特別利益では、その他特別利益として、福島県新型コロナウイルス感染症等病床確保計画に基づく重点医療機関空床保障、感染症の受入のため、稼働できなかった病床分の1床当たり71,000円の補助金など、10億円強を見込んだため、下から3段目の当年度純損益は、2億円余りの利益を推計しています。

予算書15頁では、病院事業会計予定資金計画により、資金残高を見込んでいます。

資金繰りについては、令和4年度決算見込額の欄に、受入資金と支払資金を推計していますが、最下段の年度末の差引で20億3千3百万円余りの資金残高を見込み、前年度末から約3億8千万円程度の資金が増額される見込みとなりました。

今後、年度内の業務成績の確定を待って、年度末整理などの処理にあたっては、公認会計士の意見なども伺いながら決算を確定させた後にご報告させていただきます。

以上、議案7件の提案理由及びその内容についてご説明させていただきました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(石堂正章君)

次に、議案第2号「公立岩瀬病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長(石堂正章君)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長(石堂正章君)

これより、議案第2号「公立岩瀬病院企業団個人情報の保護に関する法律施行条例」について採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(石堂正章君)

次に、議案第3号「公立岩瀬病院企業団個人情報保護審査会条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第3号「公立岩瀬病院企業団個人情報保護審査会条例」について採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石堂正章君）

次に、議案第4号「公立岩瀬病院企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第4号「公立岩瀬病院企業団職員の分限に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石堂正章君）

次に、議案第5号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第5号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石堂正章君）

次に、議案第6号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第6号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石堂正章君）

次に、議案第7号「令和5年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番深谷政憲議員。

○議員（深谷政憲君）

令和5年度予算について医業収支では6億を超える損失となる予算であるということ踏まえて、2点ほど質疑させていただきます。

1点目については、新型コロナに関する空床補償の補助金についてです。

5月8日から5類に移行になることに伴い、5月8日以降9月末まで空床補償の補助金が1床あたり71,000円から半額程度の36,000円に引き下がり、10月以降は状況に応じてということですが、令和5年度空床補償の収益の見込みについて伺いたい。

2点目についてです。コロナの収束によりコロナ以前の入院、外来患者数に戻せるのか伺いたい。また、コロナ以前の令和元年頃からの救急搬送受入数の経過についても併せて伺いたい。

○議長（石堂正章君）

ただ今の7番深谷政憲議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

院長。

○院長（土屋貴男君）

ご質問ありがとうございます。

1点目についてであります。令和5年度の空床補償の見込みは、まだはっきり分からないという状況であります。1床あたりの金額が半額程度になることに加えて、対象病床が減ることも予想されます。そのため空床補償の収益を多く見込むことはできないので、少しでも多く入院患者を受け入れられるように努め、医業収益を確保できるようにして参ります。

2点目の救急搬送受入件数についてであります。令和元年が1,123件となっており、コロナ流行前は年間で1,200件弱の受入を行っていました。コロナ流行となって令和2年は956件、令和3年は1,082件となっております。こちらの減少については、行動制限に伴う救急要請の件数が減ったことや、コロナ対応のため救急車受入を断ざるを得なかったことなどが要因となっていると考えられます。

令和4年は1,335件となり、コロナ前と比較しても増加しております。

病院としては救急車の受入をなるべく断らないようにという意識でいます。

今後も地域住民の安全安心のためにも、そして病院経営を考えた上でも、できる限り多くの救急車を受け入れていきたいと考えております。

○議長（石堂正章君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第7号「令和5年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」について採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石堂正章君）

次に、日程第10、議員提出議案第1号を議題といたします。

この件につきましても、あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

2番小山克彦議員。

○議員（小山克彦君）

議員提出議案第1号「公立岩瀬病院企業団議会の個人情報の保護に関する条例」について提案理由の説明を行います。

個人情報保護法が改正され、地方議会がその対象から除外されたことから、新たに条例を策定する必要があり、提案するものであります。以上です。

○議長（石堂正章君）

これより、議員提出議案第1号「公立岩瀬病院企業団議会の個人情報の保護に関する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長(石堂正章君)

これより、議員提出議案第1号「公立岩瀬病院企業団議会の個人情報保護に関する条例」について採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(石堂正章君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和5年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

令和5年3月28日 午後2時45分 閉会